



# 空き家・空き地の 紹介と募集をしています



砂川市住み替え支援協議会では、市ホームページで空き家・空き地の物件の情報提供を行っています。所有している空き家・空き地の売買や賃貸を希望される方は、協議会の登録物件として広く公開してみませんか？ご自分が居住していた（相続したものを含む）住宅を登録し、売買または賃貸の契約が成立後に所定の申請をすると市から補助金（売買 10 万円、賃貸 5 万円）が交付されます。

登録に関するご相談は協議会事務局にお問い合わせください。

〒砂川市住み替え支援協議会事務局（住生活支援係内）

Tel 54-2121

砂川市吉野3条南5丁目4-1	
価格	200万円
交通	中央バス 砂川高校前 徒歩2分
学区	砂川小学校、砂川中学校
設備	石油暖房、公営水道、プロパンガス、下水、専用バス、専用トイレ、室内洗濯機乾燥機、防音防射付、ガスコンロ設置済
間取り	5LDK
室内・建物面積	144.99m <sup>2</sup>
建物構造	木造
階数	2階建
築年月	1978年10月
土地面積(坪数)	257.84m <sup>2</sup> (77.99坪)
建ぺい状況	角地(北東北西公道)
駐車場	無
掲載日	2018年8月28日
備考	

見たい食わせ

砂川市 空き家 空き地

## ❄️ 冬期間の空き家の管理について

これからの時期は落雪による事故が起こりやすくなります。空き家は所有者や管理者の目が届きにくいので、雪が落下して隣の建物を壊したり道路を塞いだりするなど重大な事故につながることもあり、人命に関わることになると取り返しがつきません。所有する空き家が原因で第三者に被害を与えた場合は所有者や管理者が責任を負うこととなりますので、以下のことに注意して適正な管理をしてください。



### ○ 冬期間の空き家管理のポイント 🔍

- ・ 建物の状況を定期的に確認してください。
- ・ 自分で確認できない場合は親類や近所の方などに依頼し、状態を把握するようにしてください。
- ・ 建物が損傷している場合は建材が飛散しないようにしてください。
- ・ 周囲や道路に大きな雪が落下しないよう、早めに落として除雪してください。
- ・ 屋根の雪が大量になるまで放置せずに雪下ろしをしてください。

所有者などが分からず適正な管理がされていない空き家については、建築指導係にご相談ください。

〒建築指導係 Tel 54-2121

